



高齢者見守り情報！

©菊川市

みんなの目

Vol. 25
(平成30年度 第4号)



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知に御協力いただきありがとうございます。寒くなり、風邪やインフルエンザが流行っていますが、お元気でお過ごしでしょうか。今回は、前回お知らせした見守りネット研修会の様子と、消費者被害、クーリング・オフ制度について紹介します。

菊川市「見守りネット研修会」を開催しました！

平成30年12月4日に、菊川市中央公民館にて「見守りネット研修会」が開催されました。今年度は司法書士を講師に招き、最近の悪質商法の現状や事例について説明いただきました。また、公正取引委員会の方から独占禁止法や景品表示法、公正取引委員会の役割についてお話をいただきました。

高齢者への消費者被害

悪質商法による被害や契約トラブルといった消費者被害は年々増加しています。高齢者の方の特徴として、自宅にいたることが多いため電話勧誘販売や家庭訪問販売による被害にあいやすい傾向があります。高齢者の方は「お金」「健康」「孤独」に不安を持っていると言われており、そこにつけこまれ、親切な対応で「必ず儲かる」や「健康にいい」と言っ言葉巧みに契約をさせられ高額な商品売りつけられてしまいます。被害にあったことに気づいていなかったり、家族に怒られると思って誰にも相談できず泣き寝入りとなってしまうケースも多くあります。

クーリング・オフ

消費者を守るための制度の1つとして、クーリング・オフという制度があります。これは、訪問販売や電話等で勧誘を受け一度契約しまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。はがき等に「契約を解除する」ことを記載し代金の返還や商品の引き取りを求めることができます。しかし、契約の内容によっては適用されない場合があるので注意が必要です。

被害やトラブルにあわないためには、どんな手口があるか知っておくことや、少しでもおかしいと思ったら1人で悩まずにすぐに相談することが大切です。菊川市には消費者被害に関する相談窓口がありますので、心配なことがありましたら、ご相談ください。

相談窓口：菊川市消費生活センター

菊川市役所本庁 3階 TEL:0537-35-0937
月～金曜日 8:15～17:00



菊川市地域包括支援センター
住所：半済1865（プラザけやき内）
電話：37-1120
菊川市高齢者総合相談支援センター和松会
住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）
電話：73-1818